

○宮古島市城辺世代間交流複合施設設置条例

令和 3 年 9 月 30 日

条例第30号

(設置)

第 1 条 城辺地域の持続的な発展及び地域力の向上につなげるために、安心して子育てができる環境づくりとして、子どもたちの居場所を確保し、地域づくりの主体となる住民のつながりを深めるため、多世代にわたり交流ができる拠点として、宮古島市城辺世代間交流複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 複合施設の各施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
宮古島市ぐすくべ児童館 城辺地域子育て支援センター 城辺交流施設	宮古島市城辺字福里877番地 1

(事業)

第 3 条 宮古島市ぐすくべ児童館（以下「児童館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊び場の提供に関する事。
- (2) 児童の健康増進に関する事。
- (3) 児童の情操指導に関する事。
- (4) 児童のクラブ活動及びレクリエーション等の実施に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 城辺地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭の親とその子どもである乳幼児又は幼児（以下「子育て親子」という。）の交流の場の提供及び交流の促進に関する事。
- (2) 子育ての相談及び支援の実施に関する事。
- (3) 地域子育て関連情報の提供に関する事。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関すること。

3 城辺交流施設（以下「交流施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域コミュニティの維持に関すること。

(2) 地域の居場所づくりに関すること。

(3) 地域を担う人づくりに関すること。

（利用時間及び休館日）

第4条 複合施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 複合施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用できる者）

第5条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号に掲げる者は、第2号及び第3号に掲げる者に優先して利用できるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条の児童

(2) 母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体

(3) その他市長が適当と認めた者

2 支援センターを利用できる者は、子育て親子とする。

3 交流施設を利用できる者は、本市に住所を有する者とする。

（入館の制限等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者

(3) 感染症疾患が疑われる者

(4) 管理運営に支障を及ぼすおそれがある者

（利用許可）

第7条 交流施設を専用して利用しようとする者は、市長の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようと

するときも同様とする。

（使用料等）

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長に対し、その利用に係る料金（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。

2 使用料は、別表第3に掲げる額とする。

3 利用者は、使用料を市長が定める日までに支払わなければならない。

4 第16条に規定する指定管理者は、第2項に定める額の範囲内において、市長の承認を得て交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（利用許可の制限）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第12条 利用者は、交流施設を利用する場合において、交流施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、交流施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、交流施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(損害賠償等)

第15条 利用者は、交流施設を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、複合施設の管理を行わせるに最適な社会福祉法人等を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定することができる。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画の内容が複合施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画の内容に沿った複合施設の管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 地域住民と一体となって児童に対する健全育成事業及び多世代にわたる交流事業を行うことができること。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、複合施設の管理を行わなければならない。

(利用料金の収受)

第18条 市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交流施設の利用許可に関する業務
- (2) 第3条各項に規定する事業に関する業務
- (3) 利用料金の徴収及び減免に関する業務
- (4) 複合施設の維持管理に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者に関する読み替え)

第21条 第16条の規定により、指定管理者が管理を行う場合におけるこの条例の適用については、第3条、第5条から第7条まで、第8条第1項及び第3項並びに第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第8条及び第9条並びに別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和4年規則第7号で令和4年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 第16条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第4条関係)

名称	利用時間
児童館	月曜日から金曜日 10時～18時 土曜日 9時～17時
支援センター	月曜日から金曜日 10時～12時 13時～16時
交流施設	月曜日から金曜日 10時～18時 土曜日 9時～17時

別表第2 (第4条関係)

名称	休館日
児童館	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(以下「祝日法による休日」という。) (3) 12月29日から翌年の1月3日まで (4) 6月23日(慰霊の日)
支援センター	(1) 土曜日及び日曜日 (2) 祝日法による休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで (4) 6月23日(慰霊の日)
交流施設	(1) 日曜日 (2) 祝日法による休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで (4) 6月23日(慰霊の日)

別表第3 (第8条関係)

名称	種別	金額	
		室料	冷房料

交流施設	多目的ホール	500円	
	交流スペース	200円	100円
	会議室	200円	100円
	和室	100円	100円

備考

- 1 使用料の額は、1時間当たりの額とする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。